

し尿処理施設整備基本計画 概要書（概要書）

1. し尿処理施設整備基本計画の目的

「門川町衛生センター（以下、「衛生センター」とする。）」は、計画処理量 40kL/日のし尿処理施設であり、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全のため、町内で収集されるし尿・浄化槽汚泥を適正に処理することに努めてきたが、施設は稼動開始から 40 年を経過し、設備装置をはじめ、施設全体の老朽化が進行している状況にある。

このような背景から、町では衛生センターの更新に向けて、令和 2 年に「門川町衛生センター整備方針」、令和 3 年に「第 3 次門川町生活排水対策総合基本計画」をそれぞれ検討、策定し、新たな処理施設整備への取り組みを行っている。

本計画はこれまでの整備方針や基本計画に基づき、より具体的な施設整備計画とするための検討を行い、施設計画案を定めるものである。

2. 施設の整備方針

整備方針の検討にあたっての基本的な考え方は次のとおりとする。

1) 施設整備の基本的事項

- ①施設整備の計画目標年次(新施設の稼動目標年次)は、2027 年とする。
- ②処理対象区域は、町全域とする。
- ③施設整備は「循環型社会形成推進交付金事業(汚泥再生処理センター)」に該当しないことから、従来どおりの汚泥処理または資源化機能を有した「し尿処理施設」として計画する。
- ④処理対象物は、し尿・浄化槽汚泥(漁集汚泥を含む)を対象とする。
- ⑤計画施設の規模(計画処理能力)は、23kL/日とする。
- ⑥建設予定地は、既存し尿処理施設(衛生センター)の敷地内とする。

2) 施設整備方針を検討するにあたっての基本的な考え方

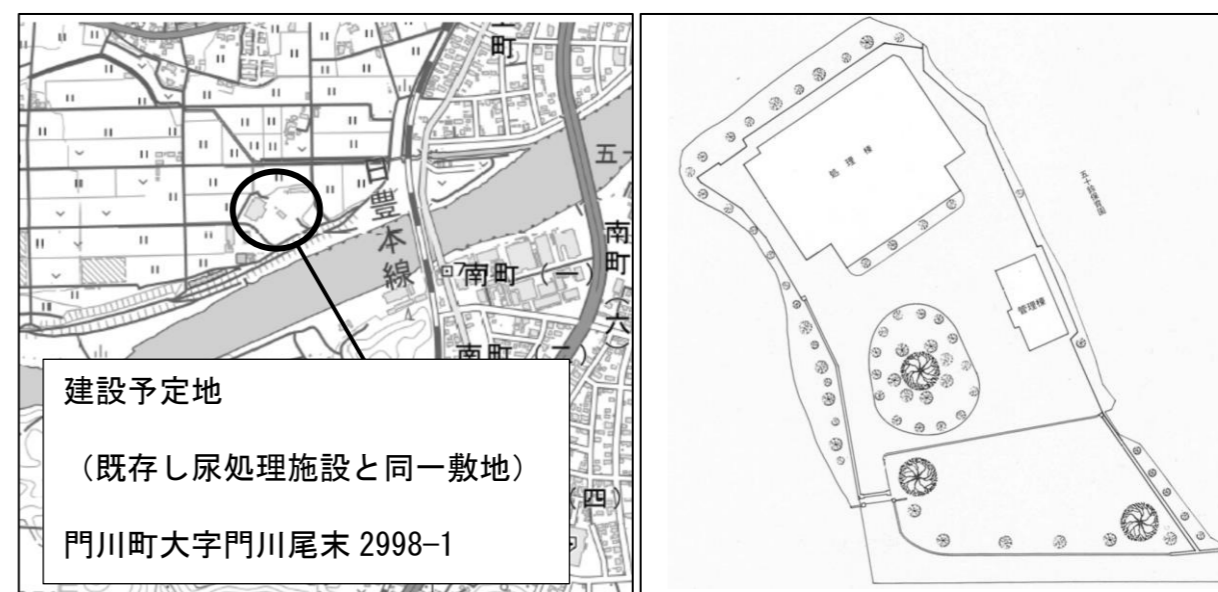
- ①「建設する施設」については、既存施設と同等以上の性能を有する水処理方式を採用する。
- ②汚泥処理方法は既設汚泥処理方式(脱水・乾燥・焼却)と資源化方式(以降、汚泥助燃剤化方式とする。)を比較、検討する。
- ③建設予定地は、し尿処理施設(衛生センター)の敷地内とする。
- ④工事期間中でもし尿処理を停止しないことを原則とする。

3. 施設計画案

1) 計画処理区域：門川町全域

2) 建設予定地

計画施設の建設予定地については、既存施設(衛生センター)と同一敷地内の余白地とする。



3) 処理対象物：し尿・浄化槽汚泥(漁集汚泥を含む)

4) 計画処理能力

し尿・浄化槽汚泥量の将来予測の結果、本町のし尿・浄化槽汚泥量(要処理量)の予測結果は、経年的に減少傾向にあることから、施設稼動開始予定年が計画目標年次となり、この年度の必要規模が計画施設の整備規模となる。これにより新施設の稼動開始予定年度(2027 年度)の必要規模より計画処理能力を「23kL/日」と設定する。

計画施設の規模(計画処理能力)

計画施設の規模(計画処理能力)		23 kL/日
内訳	し尿	1 kL/日
	浄化槽汚泥(漁集汚泥含む)	22 kL/日

